

諮問日：令和元年8月19日（令和元年度（最情）諮問第29号）

答申日：令和2年1月24日（令和元年度（最情）答申第76号）

件名：報道機関からの事実関係の問合せへの応答に係る文書の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「報道機関からの照会に対応するために作成した、事実関係の問合せへの応答に係る文書（直近に作成したもの）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「上部に「回答してよろしいか」と記載されている文書」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年7月8日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に定める不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書には具体的な報道照会の内容が分かる情報及び同照会を特定できる情報が記載されており、その内容が公になると、報道機関における取材活動の内容が明らかになるなど、個々の報道機関の取材活動の存在、取材源の秘匿を基本原則とする報道機関と裁判所との信頼関係を大きく損なうおそれがある。

る。

また、本件対象文書には、同照会内容に関する最高裁判所の具体的な報道対応方法が記載されており、その内容が公になると、今後、報道機関をはじめとした外部対応を行ううえで、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、本件不開示部分に記載された情報は、いずれも公にすると裁判所の広報事務の適正な遂行を困難にする可能性がある情報である（法5条6号）。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年8月19日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月15日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年12月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件対象文書は報道機関からの照会に回答する過程で作成された文書であり、本件不開示部分は裁判所職員の印影のほか、同照会の内容を特定できる情報、同照会に対する回答の内容及び同照会の内容に関する最高裁判所の具体的な報道対応方法が記載されている部分であると認められる。

苦情申出人は、本件不開示部分が本当に法5条6号に規定する不開示情報に相当するか不明である旨主張していることから、本件不開示部分のうち裁判所職員の印影（同条1号に規定する個人識別情報に相当する。）を除く部分について、苦情を申し出ているものと解される。

そこで検討すると、本件不開示部分のうち、報道機関の照会を特定できる情報及び同照会に対する回答の内容が記載されている部分については、その内容が公になると、その内容自体又は他の情報と照合することによって、報道機関からの照会の存否及び内容が判明し、報道機関の取材活動の内容が明らかにな

ることから、個々の報道機関の裁判所に対する取材活動の存在、取材源の秘匿を基本原則とする報道機関と裁判所の信頼関係を損なうおそれがあると認められる。

また、本件不開示部分のうち、報道機関からの照会内容に関する最高裁判所の具体的な報道対応方法が記載されている部分については、その記載内容を踏まえれば、その内容が公になると、今後、報道機関を始めとした外部対応を行ううえで、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、裁判所職員の印影を除く本件不開示部分については、これを公にすると、裁判所の広報事務の適正な遂行を困難にする可能性があり、同条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、裁判所職員の印影を除く本件不開示部分は法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人